

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 2 7 年 4 月 9 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

関東技術事務所長 鈴木 勝

1 調 達 内 容

(1) 業 務 件 名

平成 2 7 年 度 関 東 技 術 自 動 車 修 繕 単 価 契 約

(2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

入札説明書による

(3) 履 行 期 間

契約の翌日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日 まで

(4) 引 渡 ・ 納 入 場 所

千葉県松戸市五香西 6 - 1 2 - 1

関東技術事務所

千葉県船橋市東船橋 5 - 2 - 1

船橋防災センター

(5) 入札方法

入札は、自動車修繕に伴う工賃として「一般自動車（以下「車両装置」という。）一工数の時間当たり料金」、「車両装置の車検代行料」及び「車両装置部品価格の値引率」、「建設機械（以下「作業装置」という。）一工数の時間当たり料金」、「作業装置部品価格の値引率」を入札書に各々記載することとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（ただし、「車両装置部品価格の値引率」及び「作業装置部品価格の値引率」を除く。）

なお、入札は、自動車修繕に伴う工賃とし

て「車両装置一工数の時間当たり料金」、
「車両装置の車検代行料」及び「車両装置部品価格の値引率」、「作業装置一工数の時間当たり料金」、「作業装置部品価格の値引率」とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とするが、再入札の場合において「車両装置部品価格の値引率」及び「作業装置部品価格の値引率」については、当初の値引率を下回る数値としないこととする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB又はC等級に格付けされた関東・甲信越地域

の競争参加資格を有するものであること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(4) 競争参加資格確認のための証明書等（「以下証明書等」の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

(7) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

(8) 次に掲げる履行体制を満たすこと。

① 千葉県、東京都又は埼玉県内の自動車分解

整備事業の認証工場又は指定工場であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び
問い合わせ先

〒 2 7 0 - 2 2 1 8

千葉県松戸市五香西 6 - 1 2 - 1

関東地方整備局 関東技術事務所

経理課 契約係

電話 0 4 7 - 3 8 9 - 5 1 2 2

(内線 2 2 4)

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。

② 希望者には、郵送(着払い)による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 証明書等の提出期限

平成 2 7 年 4 月 2 4 日 1 3 時 0 0 分

(4) 入札書の提出期限

平成 2 7 年 5 月 1 1 日 1 6 時 0 0 分

(5) 開札の日時及び場所

平成27年5月12日 13時30分

関東技術事務所入札室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3(3)の提出期限までに、上記3(1)に示す場所に持参により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、「車両装置一工数の時間当たり料金」、「車両装置の車検代行料」、

「作業装置一工数の時間当たり料金」については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって、「車両装置部品価格の値引率」、「作業装置部品価格の値引率」については予定価格の制限の範囲内で最高率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、前記で決定できない場合は次式により計算し、予定価格の制限の範囲内でかつ「R」の最低価格を落札者とする。

$$R = (X1 \times \text{入札車両装置一工数当たり料金}) \times \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札車両装置部品価格の値引率})\} + (X2 \times \text{入札作業装置一工数当たり料金}) \times \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札作業装置部品価格の値引率})\} + (N1 \times \text{車両装置の車検代行料})$$

ここで、R：最低者決定のための金額

X1：契約期間中に計画されている車両装置の総整備工数

X2：契約期間中に計画されている作業装置の総整備工数

N1：契約期間中に計画されている車両装置の車検回数

※ X1, X2, N1の契約期間中に計画されている

各々の工数、回数は次のとおりである。

車両装置の総整備工数771.8時間、車検25回

作業装置の総整備工数656.3時間

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。